

明治16年(1883)に東京府が行った 整骨師、入歯師等の調査について

樋口 輝雄

日本歯科大学 新潟生命歯学部医の博物館

わが国では新規に医術開業を希望する者に対して医制に基づく試験が、まず東京、京都、大阪の三府で明治8年から実施された。そして東京府では、同年5月24日付で「東京府下産婆整骨業歯醫師売業者ノ姓名並売業ノ法数ヲ調査ス」を各区戸長に布達した。それは「業種渡世ノモノ産婆整骨業歯醫師売業者」などについて、指定の書式に従い何業、姓名、族籍、住所を記入し6月30日までに各大区毎に提出させるというものだった。これは、明治6年と8年に実施された全国の開業医師に対する修学履歴・専門科目名等の調査「医術開業ノ者ヲ査点セシム」とも対応する衛生行政確立のための布石であったのだろう。この東京府の調査結果を記した文書群は現在のところ見つかっていないが、毎年同様の調査が行われたと思われる。

「医術開業免状ヲ下付致サル」者を対象とする調査書類は、明治11年の「歯醫師外六業取調」と、同16年の「整骨師外五種ノ人員取調」の簿冊が東京都公文書館に所蔵されている。当時の呼称で「六業」とは、整骨師、鍼治(鍼医)、灸治、入歯師(歯医、歯抜)、按摩、馬医(六畜医)で、演者は1995年の第21回日本歯科医史学会総会において明治11年の調査書につき報告した。11年には、整骨師43、入歯師58、鍼治456、灸治39、按摩1,120、馬医13名が、そして16年の調査書には整骨師51、入歯師45、鍼治407、灸治45、按摩829、馬医62名の住所、氏名、年齢が各区(郡)毎に掲載されている。整骨師の中には例えば麴町区の名倉納のように外国大学医学部卒業により内務省免状を下付された者、日本橋区の名倉弥治兵衛のように東京府の仮免状医師、旧試験合格の高阪昌孝(整骨科専門)などが含まれている。同様に入歯師の中にも芝区の小幡英之助(歯科専門)や高山紀斎(内外科)ら内務省免状医師も記載されていた。

明治17年に医師免許規則と医術開業試験規則が施行されるまで実施されていた旧試験では、暫定的に各専門科での受験も認めた。旧試験合格者はのべ3330名で、歯科は小幡英之助はじめ29名、口中科は佐治職、田中松の2名、整骨科は高阪昌孝、田村源吾、菊池逢吉の3名に免状が授与された。歯科(口中科)や整骨科は、開業試験では内外科(一般医科)とは異なる扱いであったようだが、『明治医家列伝』(明治25-27年)によれば、高阪昌孝は、文政8年に播州姫路に生れ、江戸に出て北辰一刀流の奥義を修めた。日本の伝統的な整骨術に長じ、明治9年に52歳で姫路公立病院で整骨科専門で受験し、10年1月に内務省の医術開業免状を下付されたという。

内務省は「入歯師口中療治接骨営業之者」には、各府県で営業鑑札を付与し、取締規則を制定するよう明治18年に達したが、これら「営業者」に関する資料は殆ど残っていない。昭和12年に日本歯科医師会が開催した歴史資料展覧会の目録には、『入歯師口中療治接骨人名簿(明治25年12月)』の書名があるが、その現存の有無は不明である。東京都公文書館の所蔵資料でも、東京府衛生課が所管した入歯師や整骨(接骨)師関連の明治17年以降の資料群は、目次に「警視庁へ引継」との判が押印され、簿冊からは外されていた。

また医籍や歯科医籍に登録されず、「入歯師口中療治」として、各府県から営業鑑札を付与された人たちを歯科界では「従来家」と呼称した。明治39年に歯科医師法(旧法)が施行されるまで、従来家=鑑札営業者たちは、原則として薬物を使用しない範囲内の「歯科医行為」を行っていた。明治27年の『歯科研究会月報』所載の名簿では、東京府では92名の氏名、住所が確認でき、全国では約1,000名いたとも言われる。従来家について、新藤恵久氏(1994年)や広瀬秀氏(2008年)の報告などがあるが、系統的な研究は未だ行われていない。明治16年の東京府の調査書類を基に、明治前期の医療制度における歯科や整骨科の扱い等も含め報告する予定である。